#### 報告第 20 号

#### 臨時代理した事件(名張市学校運営協議会委員の委嘱及び任命)の 承認について

名張市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第1号)第7条の規定に基づく名張市学校運営協議会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 3年 6月 3日報告

名張市教育委員会 教育長 西 山 嘉 一

## (名張小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏 名	所 属	等	備	考	当初委嘱·任 命 年 月
1	スノモト ダダシ 布本 肇	校長		第7条第1	項	令和3年4月
2	+カタニ ユキオ 中谷 幸雄	名張地区まちづくり協 副会長	議会	第7条第2	項第1号	平成31年4月
3	*** ** ** · · · · · · · · · · · · · · ·	中央ゆめづくり協議会 職員	<b>事務</b>	第7条第2	項第3号	平成31年4月
4	たり タモン 市橋 多聞	同窓会役員		第7条第2	項第1号	平成31年4月
5	豊岡 千代子	名張市民センター長		第7条第2	項第1号	平成31年4月
6	ゥメザキ モトコ 梅﨑 享子	民生委員·児童委員		第7条第2	項第1号	令和2年4月
7	マッオ マューミ 松尾 真由美	地域活動推進有識者	-	第7条第2	項第3号	令和2年4月
8	朝野 宏明	地域活動推進有識者	-	第7条第2	項第3号	平成31年4月
9	橋本 弘子	放課後児童クラブなに	 ばりっこ	第7条第2	項第1号	令和2年4月
10	<sup>モリフキ</sup> カズノリ 森脇 和徳	PTA顧問		第7条第2	項第2号	令和2年4月
11	ようマッ タクヤ 平松 拓也	PTA会長		第7条第2	項第2号	令和3年4月

# (蔵持小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏	名	所	属	等	備	考	当 初 命	委嘱 <b>•</b> 年	任 月
1	<sup>ホンダ</sup> <b>本多</b>	恵美子	校長			第7条第	1項	令和	]3年4	月
2	ヤマオカ <b>山岡</b>	/リュ <del>*</del> <b>徳幸</b>		年度蔵持地区 会 会長	まちづく	第7条第2	2項第1号	令和	3年4	月
3	岩本	<sup>デッォ</sup> 哲 <b>夫</b>		年度蔵持地区 会 副会長	ぼちづく	第7条第2	2項第1号	令和	3年4	月
4	+ヵタ= <b>中谷</b>	ッ <sub>ネオ</sub> 恒雄		年度蔵持地区 会 副会長	まちづく	第7条第2	2項第1号	令和	3年4	月
5	フクズミ <b>福住</b>	ハルカ 春 <b>香</b>	令和3 <sup>4</sup> 役員	年度蔵持小学	!校PTA	第7条第2	2項第2号	令和	3年4	月
6	ク <b>久保</b>	由佳	令和3年 実行委	年度蔵持小学 員	!校PTA	第7条第2	2項第2号	令和	3年4	月
7	が戦る	<sup>ホヅミ</sup> 穂積	学識経	験者		第7条第2	2項第4号	令和	2年4	月
8	ナガタ <b>長田</b>	まち子	蔵持小 ディネ-	学校ボランテ -ター	ィアコー	第7条第2	2項第3号	平成	30年4	月
9	三瀬	ユキッナ <b>幸綱</b>	蔵持市	民センター長		第7条第2	2項第1号	平成	31年4	月
10	ッジォカ <b>辻岡</b>	<sup>シゲアキ</sup> 重 <b>章</b>	放課後会 会長	児童クラブ運 長	営委員	第7条第2	2項第1号	平成	30年4	·月
11	フジモト 藤 <b>本</b>	悦子	主任児	童委員		第7条第2	2項第1号	平成	30年4	l月

# (薦原小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏 名	所属等	備考	当初委嘱·任 命 年 月
1	ハヤシ ダツヒサ 林 辰久	校長	第7条第1項	令和2年4月
2	フクモリ シュウィチ 福森 十一	薦原市民センター 館長	第7条第2項第1号	平成31年4月
3	プルタニ にサト 古谷 久人	薦原地区地域づくり委員会 会長	第7条第2項第1号	平成31年4月
4	ゅべ。 ユウスケ 田畑 佑輔	薦原地区地域づくり委員	第7条第2項第1号	令和3年4月
5	宮崎 寿真子	薦原地区民生委員·学識総験者	第7条第2項第1号	令和3年4月
6	ッガベ キョウコ 曽我部 京子	薦原地区青少年育成推進	員 第7条第2項第1号	平成31年4月
7	シダ かき 予ま 登志子	薦原主任児童委員	第7条第2項第1号	平成31年4月
8	三高恵	薦原小学校PTA 副会長	第7条第2項第2号	令和3年4月
9	日置 君代	薦原保育所 所長	第7条第2項第5号	令和2年4月
10	ヤマシターカナメ 山下 要	放課後児童クラブ 代表	第7条第2項第1号	令和3年4月
11	マッナミ・アキオ 松並 昭男	薦原市民センター 事務職	員 第7条第2項第1号	令和2年4月

# (比奈知小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏	名	所	属	等	備	考	当 初 命	委嘱• 年	任 月
1	トヨダ 豊田	川ュキ 憲幸	校長			第7条第	1項	令和	3年4	月
2	サトウ <b>佐藤</b>	菜子		地域ゆめづく 富貴ヶ丘区自		第7条第	2項第1号	平成	30年4	1月
3	タキハラ <b>滝原</b>	ッネトシ <b>恒利</b>	滝之原	区 区長		第7条第	2項第1号	令和	3年4	月
4	ジョウナイ 城 <b>内</b>	ヶイコ 圭子	主任児	童委員		第7条第	2項第1号	平成	30年4	1月
5	ナグラ <b>名倉</b>	· ュタカ · 豊 豆	民生委	員·児童委員		第7条第	2項第1号	平成	30年4	1月
6	世良	恵子		·ィアコーディネ かせ • 家庭科	・一ター	第7条第	2項第3号	平成	30年4	1月
7	マツザキ <b>松﨑</b>	よロアキ 弘明	ボランラ ター	ティアコーディ	ネー	第7条第	2項第3号	平成	30年4	月
8	タナカ田中	<sup>サダオ</sup> 貞 <b>夫</b>	下比奈	知区 区長		第7条第	2項第1号	令和	2年4	月
9	= 西野	道子	学童保 リーダ-	育「ともがき」 -	支援員	第7条第	2項第1号	平成	30年4	1月
10	本小	ュ <sup>キ</sup> オ <b>幸男</b>		犯委員 富貴 会「富貴の会		第7条第	2項第1号	平成	30年4	1月
11	<sup>シイバ</sup> 椎葉 :	工里佳	20214	年度 PTA会:	長	第7条第	2項第2号	令和	3年4	月

# (美旗小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏 名	所属	等	備	考	当 初 命	委嘱 • 任 年 月
1	ブジワラ タケシ 藤 <b>原 武</b>	校長		第7条第1項	į	令和	12年4月
2	カヤノ シンジ 茅野 眞司	美旗まちづくり協議会	会 会長	第7条第2項	第1号	令和	12年4月
3	日南 俊明	美旗まちづくり協議会	会 委員	第7条第2項第1号		平成	31年4月
4	トミサカ ケイコ 富坂 佳子	美旗まちづくり協議会 長	会 副会	第7条第2項	第1号	令和	13年4月
5	水口 薫	美旗まちづくり協議会 育成部長	党児童	第7条第2項	第1号	令和	12年4月
6	カメザワ ヒデトシ <b>亀澤 秀俊</b>	美旗市民センター 爺	官長	第7条第2項	第1号	令和	13年4月
7	ワタナベ レイコ <b>渡邊 玲子</b>	美旗地区主任児童委	員	第7条第2項	第1号	平成	31年4月
8	ウチャマ カッノリ <b>内山 克則</b>	美旗小学校校友会	会長	第7条第2項	第1号	平成	31年4月
9	95/17 7 美国白岩 富美子	美旗小学校 放課後児童クラブ「フ	ルンズ」	第7条第2項	第1号	平成	31年4月
10	室谷芳彦	地域コーディネーター	_	第7条第2項	第1号	平成	31年4月
11	中村 愛	美旗小学校PTA会長		第7条第2項	第2号	令和	13年4月

## (箕曲小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏 名	所属	等	備	考	当初委嘱·任 命 年 月
1	ずず かおり	校長		第7条第	1項	令和3年4月
2	<sup>ウェモリ</sup> 上森 ツタ子	学識経験者		第7条第2	2項第4号	平成30年4月
3	ッジモト ヨシタカ <b>辻本 善孝</b>	学識経験者		第7条第2	2項第4号	平成30年4月
4	<sup>カワキタ</sup> アキラ <b>川北 明</b>	箕曲地域づくり委員会	会長	第7条第2	2項第1号	令和2年4月
5	ナカノ ノブヒロ 中野 伸宏	箕曲中村区 区長		第7条第2	2項第1号	平成31年4月
6	<sup>イクタ</sup> シゲオ <b>生田 茂夫</b>	箕曲市民センター長		第7条第2	2項第1号	平成30年4月
7	はますが トジに口 富永 敏弘	校友会 会長		第7条第2	2項第1号	平成30年4月
8	イケズミ ヨシ/ブ 生悦住 嘉信	元箕曲小学校PTA会县	₹	第7条第2	2項第2号	平成30年4月
9	<sup>テラオカ</sup> エッコ <b>寺岡 悦子</b>	主任児童委員		第7条第2	2項第1号	令和2年4月
10	福田 明日子	箕曲市民センター地域事 ボランティアコーディネー		第7条第2	2項第3号	平成30年4月
11	中川裕嗣	PTA顧問		第7条第2	2項第2号	令和2年4月
12	*************************************	PTA会長		第7条第2	2項第2号	令和3年4月

# (錦生赤目小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏 :	名所	属	等	備	考	当 初 命	委嘱·任 年 月
1	<sup>タニグチ</sup> マサビ 谷口 雅彦	校長			第7条第 <sup>-</sup>	1項	平成	30年4月
2	カメモト カズト・ <b>亀本 和丈</b>	赤目ま	ちづくり委員会	会長	第7条第2	2項第1号	平成	30年4月
3	ヤブモト ヤスス 藪本 寧男	錦生自	1治協議会 会	Ę	第7条第2	2項第1号	平成	30年4月
4	<sup>フジムラ</sup> スミ: 藤村 純子	錦生赤 童委員	、目地区民生委 [	員∙児	第7条第2	2項第1号	平成	30年4月
5	まり マチュ 森 眞智子	錦生赤 童委員	₹目地区民生委 ዸ	員∙児	第7条第2	2項第1号	令和	12年4月
6	モリカワ ジュン: 森川 淳子	3 錦生地	区主任児童委	員	第7条第2	2項第1号	平成	30年4月
7	マクモト ミュ 幸福本 美幸	赤目地	区主任児童委	員	第7条第2	2項第1号	平成	30年4月
8	マンムラ ススル		き目小学校ボラ: ディネーター	ンティ	第7条第2	2項第1号	平成	30年4月
9	ィマェ /ボル 井 <b>前</b> 昇		1治協議会副会 f成担当	長青	第7条第2	2項第1号	令和	13年4月
10	イシイ 上口: 石井 裕子	スクー 員長	ルバス運営協詞	義会委	第7条第2	2項第1号	令和	3年4月
11	シゲモリ ヒロユミ 重森 洋志	錦生赤 OB	·目小学校PTA	役員	第7条第2	沒項第2号	平成	30年4月
12	カマタ マサミ 鎌田 昌 <b>吉</b>	錦生赤	·目小学校PTA	会長	第7条第2	2項第2号	令和	13年4月
13	ァキモト マ ナ <b>秋元 真奈</b>	<del>*</del>	目小学校放課後 「んきっず」支援』		第7条第2	2項第2号	平成	31年4月
14	フジモリ シゲタ: 藤森 <b>成</b> 高	錦生市	「民センター長		第7条第2	2項第1号	平成	31年4月
15	ョシダ ョシフ 吉田 好文	赤目市	「民センター長		第7条第2	2項第1号	令和	12年4月

## (桔梗が丘小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏 名	所属	等	備考	Š	当初委嘱 · 任 命 年 月	
1	<sup>ヒロオカ</sup> モトキ <b>廣岡 茂斉</b>	校長		第7条第1項		令和3年4月	
2	大田 守	元桔梗が丘1番町 区	長	第7条第2項第1	号	平成31年4月	
3	カタヤマ テッハル 片山 哲治	令和2年度PTA会長		第7条第2項第2	2号	令和3年4月	
4	オカモリ キョウイチ 岡森 競一	学校生活支援ボランラ コーディネーター	ティア	第7条第2項第3	3号	平成31年4月	
5	近藤 南海子	学校生活支援ボランプ	ティア	第7条第2項第1	号	平成31年4月	
6	カサマツ サブロウ <b>笠松 三郎</b>	元桔梗が丘西4番町 会長	自治会	第7条第2項第1	号	平成31年4月	
7	カワグチ ツトム <b>川口 力</b>	放課後児童クラブ 会	長	第7条第2項第1	号	平成31年4月	
8	アサダ サトシ麻田 悟司	令和2年度PTA副会县	Ē	第7条第2項第2	2号	令和3年4月	
9	フジモト マサル 藤本 勝	桔梗ケ丘自治連合協 総務委員長	議会	第7条第2項第1	号	令和2年4月	
10	タバタ マサシ田畑 雅司	桔梗が丘3番町自治3 長	会 会	第7条第2項第1	号	令和2年4月	

## (桔梗が丘南小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏 名	所	属	等	備	考	当 初 命	委嘱 • 年	任 月
1	根本 健	校長	校長		第7条第1項		令和3年4月		月
2	ウェダ ヒロシ 上田 博		らと地域の絆つ 会長 前学校		第7条第2項第1号		平成31年4		·月
3	ッポカ アキラ <b>坪香 昭</b>	桔梗が』	丘5番町2区	区長	第7条第2	2項第1号	平成	31年4	·月
4	ヤマモト マサノブ 山本 雅信	桔梗が£ 表幹事	丘南1区区	∶長•副代	第7条第2	2項第1号	平成	31年4	·月
5	イハラ サヘイ 猪原 佐平	桔梗が£ 議会 会	丘南小学校  長	区安全協	第7条第2	2項第1号	平成	31年4	·月
6	また 吉村 和仁	元小学村 区 前区	交長•桔梗カ ☑長	「丘南2	第7条第2	2項第4号	平成	31年4	·月
7	工力	元小学校	交長∙平和学	2習講師	第7条第2	2項第4号	平成	31年4	·月
8	瀬尾 美紀	民生委員 児童委員	員•児童委員 員	主任	第7条第2	2項第1号	平成	31年4	·月
9	サ タ カッヒョ <b>佐田 勝彦</b>		童クラブ『ともか 更が南3区 前		第7条第2	2項第1号	平成	31年4	·月
10	**************** <b>大日向 勇介</b>	令和3年	度PTA会長		第7条第2	2項第2号	令和	[3年4]	月
11	東貴子	令和3年	度PTA副会	長	第7条第2	2項第2号	令和	03年4月	月

## (桔梗が丘東小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏	名	所	属	等	備	考	当 初 命	委嘱 <b>•</b> 年	任 月
1	=シザワ <b>西澤</b>	ュゥョ 祐子	校長			第7条第	[1項	平成	31年4	月
2	スギナカ <b>杉中</b>	<sub>セイヤ</sub> 清哉	学校生	活支援ボラン	ティア	第7条第	2項第1号	平成	31年4	月
3	タナカ田中	マサヒロ <b>雅宏</b>	池の台	地区 区長		第7条第	2項第1号	令和	02年4月	月
4	<sup>ホリグチ</sup> 堀口	シゲヨシ <b>茂義</b>	桔梗が	丘8番町1区	区長	第7条第	2項第1号	令和	02年4月	月
5	<sup>カドヤ</sup> <b>角谷</b>	<sub>ケンイチ</sub> <b>憲一</b>	元桔梗	が丘7番町1	区 区長	第7条第	2項第1号	令和	□2年4月	月
6	<sup>シミズ</sup> <b>清水</b>	<sup>カッヤ</sup> <b>克也</b>	あそびっ 員会 <b>孝</b>	oくすin 東小 委員長	実行委	第7条第	2項第3号	平成	31年4	月
7	ナカムラ <b>中村</b>	葉子	民生委	員•児童委員		第7条第	2項第1号	平成	31年4	月
8	フジオカ <b>藤岡</b>	マサノリ <b>正則</b>	元桔梗	が丘東小学校	長	第7条第	2項第4号	平成	31年4	月
9	***/ <b>奥</b>	タケョシ <b>健美</b>	放課後. ぴつ」代	児童クラブ「し え	いろえん	第7条第	2項第1号	平成	31年4	月
10	ヤマダ山田	カズヒロ <b>和弘</b>	桔梗が	丘東小学校P	TA顧問	第7条第	2項第1号	令和	[2年4月	Ħ
11	がだり	<sup>リュウヘイ</sup> <b>隆平</b>	桔梗が	丘東小学校P	TA会長	第7条第	2項第2号	令和	13年4月	Ħ

#### (すずらん台小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏 名	所 属 等	備考	当初委嘱·任 命 年 月
1	まれザキ シンジ 宮﨑 慎治	校長	第7条第1項	令和3年4月
2	***************** <b>在四郎</b>	すずらん台子供支援活動推進の 会委員長 学校生活支援ボラン ティアコーディネーター	第7条第2項第3号	平成31年4月
3	ョュタ マサアキ <b>横田 正明</b>	すずらん台市民センター館 長	第7条第2項第1号	令和3年4月
4	とロオカ ショウイチ 廣岡 庄一	令和3年度すずらん台地区 1区 区長	第7条第2項第1号	令和2年4月
5	タオカ ヤスヒデ 田岡 康秀	令和3年度すずらん台地区 2区 区長	第7条第2項第1号	平成31年4月
6	<sup>タケナカ</sup> * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	すずらん台地区主任児童委 員	第7条第2項第1号	平成31年4月
7	イケダ ミサオ 池田 操	令和3年度PTA顧問	第7条第2項第1号	令和2年4月
8	**バヤシ /リヒコ 大林 紀彦	令和3年度PTA会長	第7条第2項第2号	令和3年4月
9	平野 聡	夢クラブ事務局長・保護者代表	第7条第2項第1号	平成31年4月
10	ァビル ジュンコ 阿比留 順子	ボランティア団体役員	第7条第2項第1号	平成31年4月
11	濱川 るり子	民生委員	第7条第2項第1号	令和3年4月

## (梅が丘小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏 名	所属	等	備	考	当 初 命	委嘱•倍 年 月	
1	アカッカ ヒロノリ 赤塚 弘憲	校長		第7条第1	項	令和	2年4月	
2	ヤマモト ススム 山本 進	梅が丘市民センター的	館長	第7条第2耳	須第1号	令和	2年4月	
3	<sup>Ŀラヤマ</sup> にサジ 平山 久	元梅が丘連合自治会	会長	第7条第2耳	須第1号	令和	2年4月	
4	ヤマザキ リッコ 山 <b>崎 律子</b>	主任児童委員		第7条第2耳	須第1号	令和	2年4月	
5	スズキ ケンジ <b>鈴木 賢二</b>	瑞長会 会長		第7条第2耳	須第1号	令和	2年4月	
6	*/ <sup>2=シ</sup> / <sup>グ サ</sup> 奥西 野草	放課後児童クラブ「リ ブ」主任支援員	トルクラ	第7条第2耳	須第1号	令和	2年4月	
7	<sup>サクライ ショウイチ</sup> 櫻井 勝一	うめっ子未来クラブ・	代表	第7条第2耳	頁第3号	令和	2年4月	
8	イシィ 第5 石井 政	川西・梅が丘地域づく 会 副会長	り委員	第7条第2耳	須第1号	令和	2年4月	
9	<sup>フクダ</sup> 福田 みゆき	名張市青少年育成市	民会議	第7条第2耳	頁第4号	令和	2年4月	
10	<sup>カワムラ</sup> ミネノリ <b>川村 峰則</b>	梅が丘小学校PTA顧	問	第7条第2耳	頁第2号	令和	2年4月	
11	<sup>スモト</sup> ユウ <b>数本 優</b>	梅が丘小学校PTA会	長	第7条第2耳	頁第2号	令和	3年4月	

# (百合が丘小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏 名	所属	等	備	考	当初委嘱 • 任 命 年 月
1	マッダ カズタカ 松田 和隆	校長		第7条第1	項	令和3年4月
2	ョシダ ユキュ 吉田 幸子	青蓮寺・百合が丘地域 協議会 福祉・健康部		第7条第2	項第3号	令和3年4月
3	カミクボ シンジ 上久保 新次	青蓮寺地区自治会 会	長	第7条第2	項第1号	平成31年4月
4	廣瀬 裕司	元教育長 学校支援ホティア	<b>ドラン</b>	第7条第2	項第4号	平成31年4月
5	イオカ ケイシ 井岡 圭志	元小学校長		第7条第2	項第4号	令和3年4月
6	***************** <b>奥本</b> 祥	学校支援ボランティア ディネーター	コー	第7条第2	項第3号	平成30年4月
7	ォガワ キンイチ <b>小川 金一</b>	箕曲地区民生委員·児 員協議会 副会長	宣委	第7条第2	項第1号	令和2年4月
8	ハタ カズノブ 畑 和伸	青蓮寺・百合が丘地域 協議会顧問	さづくり	第7条第2	項第1号	平成30年4月
9	マッダ ヒロミ 松田 博美	名張市生活安全連推 会·防災部会 副会長	進協	第7条第2	項第1号	令和3年4月
10	*************************************	PTA顧問		第7条第2	項第2号	平成31年4月
11	ッジウチ カズミ <b>辻内 一己</b>	PTA会長		第7条第2	項第2号	令和2年4月
12	****** **** 本吉 聰	青蓮寺・百合が丘地域 協議会 副会長	ざくり	第7条第2	項第1号	令和2年4月
13	トキェダ タミォ 時枝 民生	青蓮寺・百合が丘地域 協議会 会長	ざくり	第7条第2	項第2号	令和2年4月

## (名張中学校)学校運営協議会委員名簿

	氏 名	所 属	等	備	与	当初委嘱·任 命 年 月
1	サカモリ サナエ 中森 早苗	校長		第7条第1項		平成31年4月
2	竹原 サヨ子	名張地区まちづくり推 議会役員	進協	第7条第2項第一	1号	平成31年4月
3	コナガミツ ヨシノリ <b>小長光 義紀</b>	中央夢づくり協議会役	'員	第7条第2項第一	1号	平成31年4月
4	# トゥ エイコ 佐藤 栄子	ひなち地域ゆめづくり 会長	委員会	第7条第2項第一	1号	平成31年4月
5	#### ### 長岡 孝明	川西・梅が丘地域づく 会 会長	り委員	第7条第2項第一	1号	令和3年4月
6	タナカ ヒデシ田中 秀司	令和3年度 名張中学校PTA会長		第7条第2項第2	2号	令和3年4月
7	ナカ ケンジ <b>中 健次</b>	名張中学校 同窓会	会長	第7条第2項第一	1号	平成31年4月
8	フクモリーシゲミ 福森 茂美	名張中学校ボランティ 元市内中学校長	ア	第7条第2項第3	3号	平成31年4月
9	ヮ ナン ヨシカス 和南 義一	学識経験者 元名張中長	中学校	第7条第2項第4	4号	令和3年4月
10	<sup>フクダ</sup> 福田 みゆき	学識経験者 元名張河 委員会 教育委員	市教育	第7条第2項第4	4号	平成31年4月
11	ハヤシ カズ キ <b>林</b> 一樹	元名張中学校学校評 元PTA会長	 議員	第7条第2項第5	5号	平成31年4月

## (赤目中学校)学校運営協議会委員名簿

	氏	名	所	属	等	備	考	当 初 命	委嘱• 年	任 月
1	シノギ ま 篠木 素	と 道	校長			第7条第	1項	平成	31年4	月
2	をおります。 ヤブモト ヤ 第本 等	<sup>スォ</sup> <b>罗男</b>	地縁法人 会長	、錦生自治協	議会	第7条第2	2項第1号	平成	31年4	月
3	カメモト カ <b>亀本 利</b>	ズトモ <b>ロ丈</b>	赤目まち	づくり委員会	会長	第7条第2	2項第1号	令和	]3年4月	₹
4	中野 作	ブヒロ <b>伸宏</b>	箕曲地域 中村区	ばづくり委員会 区長	È•箕曲	第7条第2	2項第1号	令和	]2年4月	₹
5	時枝り	生	青蓮寺・ī 協議会代	百合が丘地 <sup>は</sup> 表理事	或づくり	第7条第2	2項第1号	令和	]2年4月	₹
6	<sup>シミズ</sup> <b>清水</b>	キョシ <b>河</b> ※	学識経験	者 同窓会	長	第7条第2	2項第4号	令和	]3年4月	₹
7	ハシモト サイト 橋本(斉藤	ゥ ケン <b>泰)健</b>	学識経験	褚		第7条第2	2項第4号	平成	30年4	月
8	マクモリ シ 福森 方	ゲミ <b>支美</b>	赤目中学	や校ボランティ	ィア	第7条第2	2項第1号	平成	30年4	月
9	ng カズ 畑 和	/ブ <b>伸</b>	三重県社	会教育委員	l	第7条第2	2項第3号	平成	30年4	月
10	イノウェ 3i 井上 書	<b>学</b> 品	保護者代	表(前PTA会	· 長)	第7条第2	2項第2号	令和	]2年4月	■
11	タケシマ   竹島	<sup>比沙</sup> <b>均</b>	保護者代	表(現PTA会	会長)	第7条第2	2項第2号	令和	]3年4月	₹

## (桔梗が丘中学校)学校運営協議会委員名簿

	氏	名	所	属	等	備	考	当 初 命	委嘱· 年	任月
1	=シャマ 西山	<sup>ショウゴ</sup> <b>尚吾</b>	校長			第7条第	1項	令和	2年11	月
2	*** <sup>*</sup> 大垣	<sup>タカヒコ</sup> 孝彦	桔梗が. 代表幹	丘自治連合协 事	協議会	第7条第2	2項第1号	令和	2年11	月
3	7/2 EU <b>福森</b>	ユズル <b>譲</b>		自治連合協議: 区自治会区長)	会(桔梗が	第7条第2	2項第1号	令和	2年11	月
4	ヤマオカ山岡	/リュキ <b>徳幸</b>		∓度蔵持地区 会 会長	こまちづく	第7条第2	2項第1号	令和	]3年4.	月
5	森本	ョウサク <b>耕作</b>	あゆみの	の会		第7条第2	2項第3号	令和	2年11	月
6	ヵヮヶ 川地	*3 <b>清広</b>	あゆみの	の会		第7条第2	2項第3号	令和	2年11	月
7	小原	thシ <b>仁</b>	桔梗が	丘中学校PT/	<b>人会長</b>	第7条第2	2項第2号	令和	]3年4.	月
8	岩本	<sup>テッォ</sup> <b>哲夫</b>		F度蔵持地区 会 副会長	まちづく	第7条第2	2項第1号	令和	]3年4.	月
9	大田	マモル	桔梗が	丘小学校運営	営協議会	第7条第2	2項第1号	令和	2年11	月
10	ョシムラ 吉村	<sup>カズヒト</sup> 和仁	桔梗が. 会	丘南小学校選	軍営協議	第7条第2	2項第1号	令和	2年11	月
11	スギナカ <b>杉中</b>	<sub>セイヤ</sub> 清哉	桔梗が. 会	丘東小学校選	重営協議	第7条第2	2項第1号	令和	2年11	月

## (北中学校区)学校運営協議会委員名簿

	氏	名	所	属	等	備	考	当 初 命	委嘱•任 年 月
1	ヤマザキ ヒロ: 山﨑 博!	史	北中学校	校長		第7条第	1項	令和	2年11月
2	カヤノ シン <b>茅野 眞</b>	ッ 司	地縁法人義議会 会長	美旗まちづ ŧ	くり協	第7条第2	項第1号	令和	3年4月
3	フダョック和田四十	· ·八	すずらん台 副会長	合町づくり協	議会	第7条第2	項第1号	令和	2年11月
4	プルタニ ヒサ	人	薦原地域で	づくり委員会	会 会長	第7条第2	項第1号	令和	2年11月
5	室谷芳	亨	地縁法人義議会 元会	美旗まちづ ≹長	くり協	第7条第2	項第1号	令和	2年11月
6	日南俊	 引	地縁法人義議会 監事	美旗まちづ <sup>I</sup>	くり協	第7条第2	項第1号	令和	2年11月
7	まチォカ タ カ <b>道岡 多</b> 賀	字		地区 民生 元学校評		第7条第2	項第1号	令和	2年11月
8	ムカイヤマ ハル <b>向山 明</b> (	· <b>挂</b>	北中学校F	PTA会長		第7条第2	項第2号	令和	3年4月
9	サマシタ タカ 山下 卓	並	前北中学村	交PTA会長	:	第7条第2	項第2号	令和	2年11月
10	ウチャマ カッ <b>内山 克</b> !	ノリ <b>則</b>	北中学校	北斗会 会	長	第7条第2	項第3号	令和	2年11月
11	ァサノ ョウス 朝野 陽!	助 <b>助</b>	北中学校ス	北斗会 副	会長	第7条第2	項第3号	令和	2年11月
12	ワカマツ ダイス 若 <b>松 大</b> :		北中学校同	司窓会 会	長	第7条第2	項第3号	令和	2年11月
13	フキアゲ ケン <b>吹上 賢</b>	グ	元学校評詞	議員		第7条第2	項第3号	令和	2年11月
14	三原淳	子	元学校評詞	議員・北斗:	会幹事	第7条第2	項第3号	令和	2年11月
15	カイノ アッ <b>海野</b> 淳-	子	元学校評詞	議員•北斗:	会幹事	第7条第2	項第3号	令和	2年11月
16	<sup>テラシマ</sup> テッ <b>寺嶋 哲</b>	- ラ 司		元北中学校 任教育専門相		第7条第2	項第4号	令和	2年11月

## (南中学校区)学校運営協議会委員名簿

	氏	名	所	属	等	備	考	当 初 命	委嘱•任 年 月
1	ヤマダ 山田	<sup>タカシ</sup> 貴志	南中学校	校長		第7条第1	項	令和	]2年4月
2	ウェタニ <b>上谷</b>	ハリヒデ <b>典秀</b>	つつじが丘	£小学校	校長	第7条第1	項	平成	31年4月
3	ョビキ <b>小引</b>	フクオ 福 <b>夫</b>	つつじが丘 議会 代表		自治協	第7条第2	項第1号	平成	29年4月
4	<sub>ホンダ</sub> <b>本田</b>	<sup>タクジ</sup> <b>卓治</b>	つつじが丘 議会 副会		自治協	第7条第23	項第1号	平成	31年4月
5	豊田	ュ <sup>ゥッ</sup> <b>勇二</b>	つつじが丘 議会 副会		自治協	第7条第2	項第1号	令和	]3年4月
6	シマムラ <b>島村</b>	サトシ <b>聡</b>	春日丘自注 部長	治会子ども	育成部	第7条第2	項第1号	令和	]3年4月
7	施 他後	ュ <sup>キ</sup> ナ <b>幸夫</b>	つつじが丘地域交流部		会	第7条第2	項第1号	平成	29年4月
8	卯野	ョシタカ <b>悦孝</b>	つつじが丘 長	た市民セン	ター館	第7条第2	項第1号	令和	]2年4月
9	フルカワ 古川	高志	放課後児童 会 会長	童クラブ運	営委員	第7条第2	項第1号	平成	29年4月
10	<sup>クサベ</sup> 草部	<sup>▶₃</sup> ┋ 豊 <b>美</b>	民生委員・		協議会	第7条第2	項第1号	平成	29年4月
11	***//** ******************************	<b>(</b>	主任児童領国津)国津		じが丘・	第7条第23	項第1号	平成	29年4月
12	サイトウ <b>齋藤</b>	美穂	名張市家庭	至児童相談: 1	室相談員	第7条第2	項第4号	平成	29年4月
13	**** <b>尾﨑</b>	美恵	南中学校F	PTA会長		第7条第2	項第2号	令和	]3年4月
14	*************************************		つつじが丘	£小学校P	TA会長	第7条第2章	項第2号	令和	]3年4月

#### 改正

平成30年1月10日教育委員会規則第1号令和2年2月12日教育委員会規則第2号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の 5の規定に基づき、名張市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営 協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (協議会の目的)
- 第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、名張市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の特色を生かし、地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、「地域とともにある学校づくり」に取り組むことを目的とする。 (設置等)
- 第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに、協議会を置く ものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相 互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くこ とができる。
- 2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示するものとし、あらかじめ当該対象学校の校長、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。
- 3 校長は、前項の規定に基づき対象学校に協議会を設置しようとするときは、学校運営協議会設置申請書(様式第1号)により、教育委員会に申請するものとする。 (学校運営に関する基本的な方針の承認)
- 第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、毎年度最初に開催する協議会において承認を得なければならない。
  - (1) 当該対象学校の経営計画に関すること。
  - (2) 教育課程の編成に関すること。
  - (3) その他当該対象学校の校長が特に必要と認める事項に関すること。
- 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。 (学校運営に関する意見の申し出)
- 第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に 対して意見を述べることができる。
- 2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときには、あらかじめ、その対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(住民参画の促進等のための情報提供)

- 第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう 努めるものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
  - (1) 当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、当該対象学校の所在する地域の 住民、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。
  - (2) 当該対象学校と前号に規定する者との連携及び協力の推進に資すること。 (季日)
- 第7条 校長は、その対象学校の協議会委員とする。
- 2 対象学校の校長以外の協議会の委員は、おおむね10人以内(当該対象学校に関係する地域づく

り組織が複数である場合にあっては、教育委員会が決定した員数)とし、次に掲げる者のうちから、当該対象学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

- (1) 当該対象学校の就学区域の住民
- (2) 当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、その補充に努めなければならない。
- 4 前2項の規定により対象学校の校長が委員を推薦するときは、学校運営協議会委員推薦書(様式第2号)を教育委員会に提出するものとする。
- 5 教育委員会は、第2項及び第3項の規定により委員の推薦があったときは、これを尊重し選考 を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考する場合は、教育委員会及びそ の対象学校の校長で協議し決定するものとする。
- 6 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方 公務員の身分を有する。

(委員の任期)

- 第8条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 2 第7条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (守秘義務等)
- 第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
  - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
  - (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の解任)

- 第10条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。
  - (1) 第9条の規定に違反したとき。
  - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
  - (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。 (協議会の組織)
- 第11条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。ただし、その対象学校の校長が会長となることはできない。
- 3 会長は、次条第1項に規定する会議の議長となり会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

- 第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、その対象学校の校長と協議の上、会長が招集 する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、その対象学校の校長及び関係者に報告及び説明を求める ことができる。
- 6 対象学校の校長は、必要に応じ当該対象学校の関係職員を会議に出席させることができる。
- 7 校長は、会議録を作成し、対象学校に5年間保存しなければならない。

(会議の公開)

- **第13条** 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開にすることができる。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。 (会議の報告)
- 第14条 校長は、毎回の会議終了後、学校運営協議会開催報告書(様式第3号)により、教育委員会に会議の内容を報告しなければならない。
- 第15条 教育委員会は、委員に対して協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について 正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

- 第16条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(学校運営に関する評価)

- 第17条 協議会は、その対象学校の運営状況等について、毎年度1回以上の評価を行うものとする。 (協議会の庶務)
- 第18条 協議会の庶務は、その対象学校において処理する。
- 第19条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、 運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成30年1月10日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名張市学校運営協議会規則(以下「旧規則」 という。)の規定により設置されている協議会は、この規則による改正後の名張市学校運営協議 会規則(以下「新規則」という。)の相当規定により設置された協議会とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に従前の協議会の委員である者は、この規則の施行の日に、新規則第7条第2項の規定により、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その 委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第8条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(令和2年2月12日教育委員会規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。